

(お知らせ)

令和6年2月15日
防 衛 省

駐留軍用地特措法に基づく使用認定について

沖縄防衛局長が防衛大臣に対し使用の認定の申請を行った牧港補給地区及び那覇港湾施設の一部土地については、令和6年12月31日に賃貸借契約期間が満了します。

これらの土地は、引き続き駐留軍の用に供する必要があるため、本日、防衛大臣が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第5条の規定により、使用の認定を行いました。

使用の認定を行った土地は、以下のとおりです。

対 象 地	所 有 者 数 (名)	筆 数 (筆)	面 積 (㎡)
牧港補給地区の一部土地	1	1	595
那覇港湾施設の一部土地	1	1	443

注1：牧港補給地区及び那覇港湾施設の土地所有者は同一人物である。

注2：面積は、1㎡未満を四捨五入している。